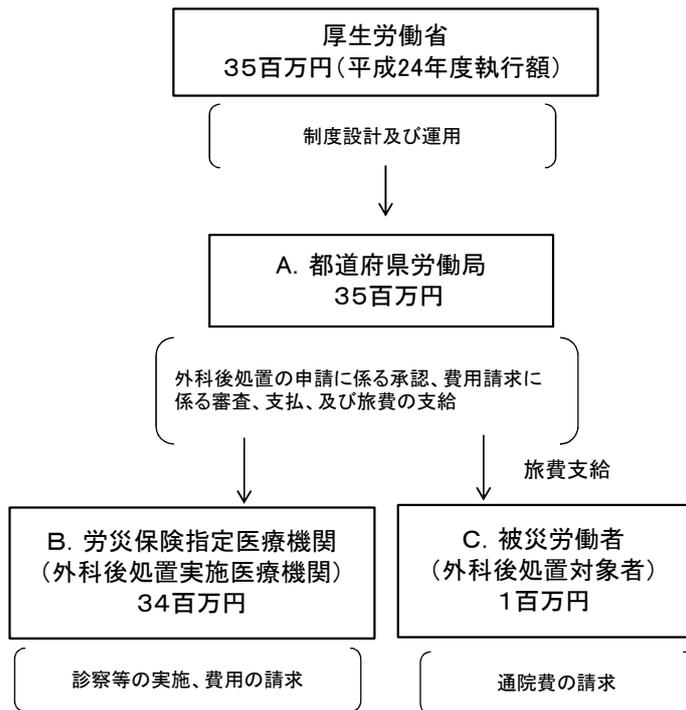


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	外科後処置費	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度	担当課室	補償課	若生 正之				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	政策・施策名	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	関係する計画、通知等	外科後処置実施要綱					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行い、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	49	52	36	67	66	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	49	52	36	67	66	
		執行額	30	38	35			
	執行率(%)	61.2%	73.1%	97.2%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	—	86%	90.8%	80%	
		達成度	%	—	107%	114%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績(当初見込み)	件	86 (—)	90 (—)	89 (—)	— (90)	
単位当たりコスト	(円/)	算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。					
平成25-26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	外科後処置費用	66	65	給付見込みの減による減				
	外科後処置に係る通院費	1	1					
計	67	66						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者等に対する外科後処置の実施に必要な外科後処置費用及び通院費の支給のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	—		
点検結果	本経費は手術の費用等医療機関に対する必要な支払いのための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度においては概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-5	平成23年	0980	平成24年	0825

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.兵庫労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	7.2			
計		7.2	計		0
B.労災保険指定医療機関(外科後処置実施医療機関)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	34			
計		34	計		0
C.被災労働者(外科後処置対象者)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	通院費用	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	兵庫労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	7.2		
2	神奈川労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	3.6		
3	広島労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.8		
4	大阪労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.4		
5	新潟労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.4		
6	東京労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.2		
7	岡山労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.9		
8	長崎労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.6		
9	奈良労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.4		
10	山梨労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外科後処置実施医療機関	診察等の実施	34		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	通院費の請求	1		